○防衛省告示第二百三号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定により、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

令和七年九月三日

防衛大臣　中谷　元

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
佐多対空射撃場水域（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚地先）	令和七年五月二十五日から同年九月十日まで	令和七年九月十一日から同年十二月十日まで

（令和七年防衛省告示第百二十二号）

国会事項

参議院

議員辞職

九月一日議長は、比例代表選出議員石井章の辞職を許可した。

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理
　国務大臣　林　芳正
外務大臣岩屋毅海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　文部科学大臣秘書官　尾﨑　ゆう
願に依り本官を免ずる（以上八月三十一日）
　内閣府特命担当大臣（人工知能戦略を担当させる）　城内　実
　特命全権大使　原　圭一
願に依り本官を免ずる
　小賀　智子
文部科学大臣秘書官に任命する（以上九月一日）
（外務省大臣官房参事官（領事局、中南米局、危機管理担当））
　外務事務官　町田　達也
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））に昇任させる
（外務省経済局長）外務事務官　股野　元貞
（外務省大臣官房審議官）同　渡邊　滋
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）
（外務省大臣官房審議官（総合外交政策局））外務事務官　藤田　伸也
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））に併任する
（外務省大臣官房）外務事務官　齊藤　幸司
（同）同　塚田　淳
（厚生労働省労働基準局賃金課長）労働基準監督官　野澤めぐみ
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）
（外務省大臣官房）外務事務官　田村　優輝
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する
（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））内閣事務官　七澤　淳
外務省に出向させる
（外務省経済局長）外務事務官　片平　聡
（外務省大臣官房審議官）同　林　誠
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（外務省大臣官房審議官（総合外交政策局））外務事務官　西永　知史
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））の併任を解除する
（外務省大臣官房）外務事務官　佐藤　大輔
（同）同　多田　昌弘
（厚生労働省労働基準局賃金課長）労働基準監督官　篠崎　拓也
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（外務省大臣官房）外務事務官　鈴木　宏典
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する（以上九月一日）

内閣法制局

内閣法制局参事官（第三部）　髙橋　慶太
外務省に出向させる
（在アメリカ合衆国日本国大使館参事官）外務事務官　永岡　和道
内閣法制局参事官（第三部）に転任させる（以上九月一日）

宮内庁

（式部副長）式部官
外務省に出向させる
式部官
式部副長に昇任させる
外事総括を命ずる
（外務省中東アフリカ局アフリカ部アフリカ第二課長）外務事務官　林　達郎
式部官に転任させる
外事担当を命ずる（以上九月一日）

法務省

（福岡地方検察庁検事）検事　岩井　具之
（横須賀区検察庁副検事）副検事　片田　義弘
辞職を承認する（各通）（八月三十一日）
（横浜区検察庁副検事）副検事　星野　良介
横須賀区検察庁副検事に配置換する（九月一日）

最高裁判所

名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事　吉田　彩
名古屋家庭裁判所判事に補する
名古屋家庭裁判所長を命ずる
福岡高等裁判所判事・福岡簡易裁判所判事　新谷　晋司
名古屋高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
名古屋簡易裁判所判事に補する
横浜地方裁判所判事・横浜簡易裁判所判事　河合　芳光
福岡高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
福岡簡易裁判所判事に補する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　浅岡千香子
横浜地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
横浜簡易裁判所判事に補する（以上八月二十四日）
広島地方裁判所判事補兼広島家庭裁判所判事補・広島簡易裁判所判事　野原もなみ
東京地方裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　池口　弘樹
広島地方裁判所判事補に補する
兼ねて広島家庭裁判所判事補に補する
広島簡易裁判所判事に補する（以上八月二十五日）
仙台高等裁判所判事・仙台簡易裁判所判事　小川　直人
仙台高等裁判所秋田支部勤務を命ずる
仙台高等裁判所秋田支部長を命ずる
秋田簡易裁判所判事に補する（八月二十六日）

○定年退官
判事兼簡易裁判所判事平田直人は八月二十三日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
判事兼簡易裁判所判事齊木利夫は八月二十五日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

叙位・叙勲

○叙位

従六位に叙する（各通）
　木藤隆太郎　小荒井　實　名取　武
　平井　紘也　藤枝　成延
正六位に叙する（各通）
　伊藤　隆　伊藤　正順　上野　文治
　内橋　豊　遠藤　俊麿
正七位に叙する（各通）
（福岡県職員）　片山　忠弘
　藤野　広
従七位に叙する（以上七月二十八日）
　板野　孝志　齊藤　邦夫　佐野　藤造
　多賀　一広　塚田成四郎　常岡　隆朗
従五位に叙する（各通）
　青木　妙子　臼田　哲文　河崎東海夫
　藏滿規司男　松尾　勇　水谷　滋子
正六位に叙する（各通）
　大川　淳治　太田　謙　大室　玉樹
　岡崎　徹　勝俣　明美　葛原　進
　後藤　忠雄　佐々木和彦　鈴木　守
　中山　喜仙　長野　茂夫　藤原　頼武
　堀　実
従六位に叙する（各通）